

養鶏問題懇談会報告書

- 消費者の視点に立脚した新世紀養鶏の確立に向けて -

平成12年 3 月27日

養 鶏 問 題 懇 談 会

*** 目 次 ***

page

はじめに		1
第1章 養鶏をめぐる情勢		
1 我が国の養鶏の地位		2
2 需給動向		2
第2章 消費者ニーズへの対応		
1 鶏卵・鶏肉の安全性の確保		4
2 高品質な鶏卵・鶏肉の供給		6
3 消費者への情報提供		7
第3章 養鶏の生産・流通に関する事項		
1 経営・担い手の育成・確保等		8
2 需給の安定		10
3 改良増殖の推進		11
4 衛生対策の推進		12
5 環境対策の推進		13
6 飼料対策の推進		14
7 国産鶏卵・鶏肉の需要拡大		15
8 流通の合理化等		17
おわりに		18
参考1 委員名簿		19
参考2 懇談会の検討経緯		20
参考3 食料・農業・農村基本計画の概要		21

はじめに

我が国の養鶏は、食生活の高度化・多様化に伴い鶏卵・鶏肉に対する需要が堅調な伸びを示すなかで、大規模飼養技術の確立、生産性の向上を通じ、良質で安価なたんぱく質を供給する産業として発展してきた。しかし、近年の養鶏をめぐる情勢をみると、需要の面では、かつての増加傾向から横ばい基調に移行している一方、生産、流通の面では、環境保全対策や衛生対策が強く求められる状況となってきた。また、品質や安全性に対する消費者の関心が高まるなかで、各地で地鶏や特殊卵の生産に取り組む等の新たな動きがみられるとともに、賞味期限や原産地等の表示に関する措置が導入されるなど、消費者の視点を重視した施策が展開されている状況にある。

また、平成11年7月には、今後の農政の基本理念と施策の基本方向を定めた「食料・農業・農村基本法」が公布・施行され、さらに、今般、自給率や作物別の生産努力目標等を定めた「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されたところである。我が国の養鶏についても、このような農政の新たな展開方向や鶏卵・鶏肉の「望ましい食料消費の姿」等に対応した将来のあり方が問われている。

このため、昨年来、各分野の有識者や学識経験者の参画を得て「養鶏問題懇談会」を開催し、新世紀に向けての我が国養鶏産業の今後のあり方に関する基本方向について検討を行ってきた。

以下は、本懇談会における検討内容をとりまとめたものである。

第1章 養鶏をめぐる情勢

1 我が国における養鶏の地位

(1) 食生活に占める地位

鶏卵は、たんぱく質食品群の中でも極めて栄養価が高い上にミネラル、ビタミン等の栄養素もバランスよく含まれた消化吸収のよい食品として、また、鶏肉は、良質なたんぱく質の供給源として、いずれも今日、日本人の食生活の中で重要な地位を占めている。すなわち、平成10年度における年間1人当たり消費量（供給純食料）は、鶏卵は17.3kg（昭和40年度の約1.5倍）と世界最高水準にあり、また、鶏肉については、9.9kg（昭和40年度の約5.2倍）となっており、鶏卵・鶏肉はたんぱく質全体の約13%を供給している。このような消費拡大には、所得の向上に加え、養鶏産業の生産性の飛躍的な向上により鶏卵・鶏肉の小売価格が安定的に推移し、安価で良質なたんぱく質食品としての評価が定着していることが大きく寄与しているものとみられる。

なお、鶏肉について部位別にみると、我が国ではもも肉が好まれるという特徴がある。

(2) 農業（畜産）生産に占める地位

平成10年における農業粗生産額は、鶏卵は3,858億円、鶏肉（ブロイラー等）は3,276億円となっている。両者を合計した養鶏全体の粗生産額は7,134億円と、畜産で最も粗生産額の多い生乳（7,019億円）を上回り、また、農業全体（98,680億円）の7.2%、畜産全体（25,543億円）の27.9%を占めるなど、我が国の養鶏は、良質で安価なたんぱく質を供給する産業として、また、地域経済を支える重要な産業として、重要な地位を占めている。

2 需給動向

(1) 需要動向

鶏卵の需要量は、食生活の高度化・多様化に対応して着実に増加してきたものの、平成6年度以降は、景気の低迷等の影響により260万トン台でほぼ横ばいで推移している。また、用途別にみると、我が国

における食生活の変化（中食化、外食化）により業務・加工用の需要が伸びており、最近では消費の約半分を占めるに至っている。他方、家庭での消費（家計消費）は減少傾向にあるが、世帯主の年齢階層別にみると、世帯主が高齢の世帯ほど 1 人当たり消費量が増える傾向にある。

鶏肉の需要量についても、食生活の高度化・多様化に対応して着実に増加してきたものの、平成 8 年度以降は、景気の低迷等の影響により 180 万トン前後でほぼ横ばいで推移している。また、鶏卵同様、食生活の変化により業務・加工用の需要が伸びており、最近では消費全体の約 7 割を占めているのに対し、家計消費は約 3 割にとどまっている。なお、世帯主の年齢階層別にみた鶏肉の 1 人当たり消費量は、世帯主が 50 歳代の世帯において比較的多くなっている。

（２）供給動向

鶏卵については、需要に見合った計画的生産を実施しており、国内生産はほぼ横ばいで推移している。また、我が国においては、生鮮品である殻付き卵が流通量の 86%（平成 9 年推計値）と大きな部分を占めていることもあって、鶏卵の自給率は 96%（平成 10 年度速報値）と農畜産物の中でも際立って高い水準にあり、欧米諸国から粉卵、液卵（凍結卵を含む。）等が輸入されているものの、その数量は極めて少ない。

他方、鶏肉については、近年、業務・加工用需要が増加するなかで、低価格の輸入品が増加傾向にある一方、国内生産は、輸入品との競合により減少傾向で推移しており、自給率は 67%（平成 10 年度速報値）となっている。なお、鶏肉の主要輸入先国は、従来はタイと米国の 2 カ国が大きな部分を占めていたが、平成 3 年度以降、我が国の商社との合併プロジェクト等が盛んに展開されている中国からの輸入が急増しており、最近では、中国が約 4 割、米国とタイが各々約 2 割となっている。また、最近の業務・加工用需要が増加するなかで、鶏肉の調製品の輸入が増加している。

第2章 消費者ニーズへの対応

我が国の養鶏が今後とも安定的に発展していくためには、生産サイドの視点からではなく、消費者の視点から現状と課題を把握・分析し、多様化する消費者ニーズに的確に対応していくことが必要である。また、「食料・農業・農村基本法」においても、消費者の視点を重視した食料政策の展開が唱われているところである。こうしたなかで、近年、食品の安全性、品質等に対する消費者の関心が高まっていることから、今後は、特に以下の点に留意した取組みを展開していく必要がある。

1 鶏卵・鶏肉の安全性の確保

近年、消費者の食品の安全性に対する関心・志向が高まっている。このため、鶏卵・鶏肉について、生産・流通の各段階はもちろん、消費段階まで含めて、その安全性を確保するための取組み、例えば、製造段階における安全性の確保の面で注目されるHACCP（危害分析重要管理点）方式の考え方に準じた衛生管理等を一貫して行う必要がある。

また、安全性に関しては、近年、特にサルモネラ食中毒の発生が増加しており、深刻な問題となっている。その約8割は原因が不明であるものの、原因食品が判明している事例については卵類及びその加工製品が上位にある。このため、殻付き卵については、食品衛生法施行規則が改正され、平成11年11月から賞味期限表示等が義務づけられたところである。

さらに、輸入鶏肉に病原菌、抗生物質等が発見された場合には国産を含めた鶏肉の消費に影響が生ずるなど、輸入鶏肉の安全性の確保も重要な課題である。現在、厚生省においては、輸入鶏肉等について、我が国と同等以上の衛生条件が確保される旨の証明を相手国政府に求めることとし所要の手続きを進めているが、今後とも厚生省等関係機関と連携を図りつつ、輸入鶏肉について国産品と同様の安全性を確保していく必要がある。

なお、生産・流通・消費の各段階一貫した取組みは、安全性の確保以外の課題についても有意義な手法であり、それぞれの段階の関係者が各

段階ごとに、あるいは各段階を通じて全国や地域の協議会を開催し、その課題に対する共通の認識を持ち、一体となって解決に取り組んでいくことが今後の養鶏にとって重要である。

(1) 生産段階

鶏卵・鶏肉の安全性を確保するためには、生産者の衛生意識の向上を図るとともに、H A C C P 方式の考え方に準じた衛生管理ガイドラインの作成及び指導者の養成など生産段階における衛生対策を強化する必要がある。

特に、サルモネラ汚染の防止のためには、サルモネラ食中毒の主原因菌であるS E (サルモネラ・エンテリティディス) の定期的なモニタリングの励行と汚染鶏群の淘汰、ネズミや有害昆虫等の汚染源の駆除、鶏舎・関連機器の適切な消毒など総合的なS E 防止対策を実施する必要がある。

(2) 流通段階

鶏卵・鶏肉の安全性を確保するためには、生産段階のみならず、G P センター、食鳥処理場といった処理段階や卸・小売等の流通段階における衛生管理の徹底及びそのために必要となる施設の整備が必要である。

また、併せて、厚生省等関連機関とも連携を図りつつ、流通段階における鶏卵・鶏肉の正しい取扱い方法のマニュアルを作成し、研修会や講習会等を通じて関係者に対して普及を図る必要がある。さらに、鶏卵については、サルモネラ対策のため、生産から消費に至る流通過程を通じて鮮度維持の実現を目指す必要がある。

(3) 消費段階

消費段階の衛生管理に関しては、一般消費者に対し、鶏卵・鶏肉に関する正しい取扱い方法等の知識(例えば、サルモネラ菌そのものは70℃で1分間以上加熱すると死滅すること。)を様々なメディアを利用して普及啓発を図ることが必要である。また、卵類及びその加工製品による食中毒の多くは飲食店や学校給食等で発生していることから、厚生省や文部省と連携を図りつつ、研修会や講習会等を通じて関係者に対する衛生管理指導等を行う必要がある。

2 高品質な鶏卵・鶏肉の供給

近年、消費者は、安全性のみならず、品質についても高い関心を有するようになってきている。例えば、鶏卵については、卵殻が丈夫なものや卵黄色が濃いもの等に対する需要が、また、鶏肉については、地鶏等の高品質鶏肉や鮮度が高いものに対する需要が高まっている。

さらに、高付加価値商品に対する消費者の関心の高まりに対応して、鶏卵については、「栄養成分強化」等を表示した、いわゆる特殊卵の生産が盛んとなっており、その商品数は、平成10年4月時点の約100種類から12年1月現在には約400種へと大幅に増加している。

他方、鶏肉については、地鶏等の銘柄鶏の出荷量が平成8年は前年比33%増、9年には同10%増、10年には同3%増、11年にも同3%増と年々増加している。このうち、地鶏については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づき、平成11年6月に地鶏肉の生産方式等を定義する日本農林規格(特定JAS)が定められたところである。また、これら銘柄鶏以外にも、最近では、抗生物質や抗菌剤が添加されていない飼料を使用した特殊鶏肉等も販売されている。

このような消費者ニーズに対応するため、鶏卵については、育種改良の推進やカルシウムの的確な給餌などの飼養管理の改善等を、また、鶏肉については、地鶏等の生産体制の整備や生産から消費に至る各段階における鮮度維持に関する体制整備を推進する必要がある。

特に、特殊卵や地鶏等の高付加価値商品の生産については、ひなの供給体制の整備、生産方式を含む生産マニュアルの策定など産地生産体制の整備を図るとともに、品質管理や販路の確保等にも組織的、一体的に取り組むことが重要である。

一方、特殊卵については、飼料添加による栄養成分を強化した卵やケージ飼いとは異なる飼育法(平飼い等)による卵等があるが、それらの中には、基準等が不明確なものや消費者の誤解を招きやすいものもある。また、特殊鶏肉についても、地鶏肉については基準(特定JAS規格)が設定されているものの、それ以外のものについては基準等が不明確・

不統一である。このため、特殊卵や特殊鶏肉について、その実態を調査するとともに、統一的な基準策定の必要性について検討を行うことが必要である。

さらに、特定ＪＡＳが制定された地鶏肉については、今後、同制度の活用を図ることが必要であるが、地鶏等の銘柄鶏の生産増加を図るためには、併せて、在来鶏の改良を効率的に推進するとともに、最適な種鶏の組合せについても検討していく必要がある。

3 消費者への情報提供

消費者は、商品選択を適切に行うため、安全性や品質に関する正確な情報を求めており、近年、そうした声が一層高まってきている。こうした状況に対応し、鶏卵（生食用の殻付き卵）の賞味期限表示や鶏肉等の原産国表示等が法令により義務づけられ、違反者に対しては最終的には罰則が適用されることとなったところであるが、今後、これらの適正な表示を徹底することが消費者の信頼を得る上で不可欠である。

このため、小売業者等に対しては、研修会等を通じて適正表示に必要なとなる技術面での指導や関連情報の提供を行っていくとともに、消費者や加工メーカー、外食業者、量販店等の実需者に対しても、鶏卵・鶏肉の栄養や適切な取扱い方法、さらには食中毒に関する正しい知識について普及、啓発を図ることが必要である。また、この場合、飲食店等も含めた生産から消費までの各段階の関係者が共通の認識の下に一体となって、イベントや各種マスメディアも活用しつつ、栄養面や健康との関わり等も含めて、正しい情報を提供していくことが必要である。

第3章 養鶏の生産・流通に関する事項

我が国の養鶏の振興を図っていくためには、安全性の確保や高品質な鶏卵・鶏肉の供給等を推進し消費者ニーズに対応していくことのみならず、担い手の育成や環境問題への対応など生産・流通面における課題にも適切に対応していく必要がある。したがって、今後、これらの解決に

向け、以下に留意した取組みも展開していくことが必要である。

1 経営・担い手の育成・確保等

(1) 規模拡大による経営展開

近年、採卵鶏経営、ブロイラー経営のいずれにおいても、中小規模層を中心に飼養戸数が減少する一方、大規模層を中心に省力化機器の開発・普及等に支えられた飼養規模の拡大が進展してきており、今後、我が国における鶏卵・鶏肉生産の大きな部分はこれら大規模経営が担っていくものと考えられる。

なお、採卵鶏経営については、後述するように鶏卵の計画的生産に取り組んでいるため、他の畜種と比べ、新規参入や増羽に制約がある状況となっており、規模拡大等にあたっては、需給調整協議会等との協議に基づく計画的な対応が必要である。

なお、近年、規模拡大の進展やオールイン・オールアウトの普遍化に伴い、採卵鶏素びなの出荷や成鶏処理等に係るロットが大型化し、これに対応するため種鶏場、孵卵場、食鳥処理場等の施設も大型化している。一方、採卵鶏素びなの出荷羽数や成鶏処理羽数等の短期的な変動が大きくなっていることから、施設等の稼働率が低下する状況がみられる。このため、関係業者間の連携を強化する等、施設、人員等の効率化を図るための方策について検討する必要がある。

(2) ブランド化、直接販売等による経営展開

特殊卵や地鶏等ブランド化された鶏卵・鶏肉の生産については、中小規模経営が大きな部分を担っている。これは、素びなの大量供給等の確保が難しいこと、生産期間が長いこと、放飼など飼育形態に特色があること等から、一般的に大規模経営にはなじみにくい面があることによるものと考えられる。また、特殊卵や地鶏等の流通については直接販売や宅配によるものも多いが、こうした大量流通に乗りにくい流通・販売形態も大規模経営になじみにくい面がある。

このため、特殊卵や地鶏の生産等の取組みは、今後とも中小規模経営が中核となっていくものと考えられるが、今後、これら経営体の創意工夫による経営展開を支援していくためには、畜産物の高付加価値

化、ブランド化、直接販売、経営の法人化等に対する専門家による生産技術指導、マネジメント指導等が重要となっている。

また、併せて、特殊卵や地鶏等のブランド化等の確立・推進に当たっては、地域的取組により定時・定量の安定的供給体制や生産マニュアル等による飼養管理方法の統一化などの品質安定化体制を確立し、消費者等との信頼関係を構築していく必要がある。このためには、生産者、農協、GPセンター、食鳥処理場等の関係者が一体となって、素びな等生産資材の供給体制、生産体制、品質管理体制、流通処理・販売等についてそれぞれが役割を分担しつつ、一体的、計画的に推進していくことが重要である。

(3) 担い手の確保と育成

養鶏経営においては、経営主が50歳未満あるいは50歳以上で後継者有りの農家の割合は71%（平成10年）と他畜種並みとなっているものの、今後、高齢化が見込まれるなか、国内生産体制を安定的に維持していくためには、養鶏を担うべき人材の育成・確保を図る必要があり、外部専門家の積極的な活用等による生産技術、経営管理技術等に関する幅広い支援指導体制を確立し、経営感覚に優れた経営者を育成していくことが重要である。

また、プロイラー経営においては、食鳥処理場を中心とするインテグレーターによる直営生産、契約生産、委託生産等のインテグレーションが全体の86%（平成11年。地鶏生産も含む。）と大きな割合を占めており、今後、担い手の確保、経営技術の向上、低コスト化等に当たっては、地域、生産農家、インテグレーター等が協力して取り組むことが重要である。

(4) 情報提供体制の強化及び消費者等との交流促進

担い手となる経営体に対しては、経営の自己分析・改善において重要な判断材料となる行政、生産、経営管理、衛生、市況等の各種情報が適時かつ効率的に提供される体制の整備が必要である。このため、既に畜産情報ネットワーク（LINE）により関係機関、団体等によるインターネットを利用した情報提供が行われているが、利用者ニーズを踏まえた一層の内容充実とともにタイムリーな情報更新が重要とな

っている。

また、今後、経営を安定的に維持していくためには、経営に対する地域の理解、畜産物に対する消費者等の信頼を得ていくことが重要であり、環境対策の推進とともに、生産者など地域一体となった交流イベントの開催、ホームページによる生産情報の提供等による生産者と地域住民、消費者等との積極的な交流を図っていくことが重要である。

2 需給の安定

鶏卵・鶏肉が適正な価格で取引されるためには、その需要と供給とのバランスを確保することが重要な課題である。

特に、鶏卵については、他の畜種に比べて鶏は増殖速度が速い（世代間隔が短く年間産卵個数が多い）こと、飼養管理の自動化・省力化が進んでいること、土地条件の制約が少ないため規模拡大が比較的容易であること等から、供給過剰を起こしやすい生産構造となっている。このため、需要が停滞的に推移していること、自給率が極めて高いこともあって、わずかな生産の変動が鶏卵価格の大きな変動につながり、養鶏経営の安定を損ね、ひいては供給が不安定となる恐れがあることから、昭和56年以降、生産者の自主的な取組みを基本とし、国、都道府県、市町村及び生産者団体が一体となって計画的生産に取り組んできているところである。また、先般、閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」と言う。）においては、脂質摂取過多の改善等の観点から、鶏卵の需要量が長期的には減少すると見通されているなか、今後とも、需要に見合った安定的な供給体制を維持していくためには、引き続き計画的生産を継続していくことが必要である。

また、鶏肉については、近年、消費が横ばい傾向で推移しており、また、「基本計画」においては、鶏卵と同様、脂質摂取過多の改善等の観点から長期的には需要量が減少すると見通されているなか、鶏の生育条件の変化による増体量の増減や輸入量の動向が需給に大きく影響する点を重視し、今まで以上に綿密な需給調整への取組みが必要である。

3 改良増殖の推進

(1) 改良増殖の現状

我が国の実用鶏については、優良な系統の3元又は4元交配により作出されている。このため、鶏の能力の向上を図るためには、優良な系統の造成とその最適組合せの検定（ニッキングテスト）が不可欠である。

我が国の鶏の能力については、採卵鶏にあっては産卵率及び飼料要求率、肉用鶏にあっては体重、育成率及び飼料要求率等の経済形質は着実に向上してきたが、これらの伸びは、近年、鈍化傾向にある。

また、国産鶏については、斉一性に難があるとみられること、技術・経営指導等の支援体制が脆弱であること等から、その普及率は低水準にとどまっている。さらに、優良な系統の造成のためには、優良な育種素材を確保する必要があるが、海外からの優良育種素材の確保が難しくなっていることに加え、伝染性疾病の予防のため、育種素材の広域的利用が停滞している。

こうした状況下において、消費者ニーズに対応した高品質な鶏卵・鶏肉を適正な価格で安定的に供給するためには、生産段階における飼養管理技術の改善に加え、優良で特徴ある系統の造成とそれを活用した優良実用鶏の作出を推進することが重要である。このため、産卵能力、産肉能力等の鶏の経済的能力の向上を図るとともに、併せて、例えば鶏肉については肉質の改善、鶏卵については卵殻の改善など卵質の改良を図ることが重要である。また、優秀な育種素材の広域的利用により改良の効率的な推進を図るとともに、清浄なコマーシャルひな供給のため、改良及び増殖サイドにおける衛生管理の徹底が重要である。

(2) 改良増殖体制の整備と新技術の開発・活用

鶏の改良増殖については、国、都道府県、民間が密接な連携の下にそれぞれが役割を分担（国は系統造成、都道府県は組み合わせ検定による優良実用鶏の作出、民間は実用鶏の増殖とコマーシャル鶏の供給）しつつ、計画的、効率的に推進する必要がある。

また、効率的な改良を推進するためには、DNA解析技術など改良関連新技術の開発、利用を図ることも重要である。

さらに、改良増殖過程での疾病問題解決のための衛生管理の徹底についても、国、都道府県、民間の密接な連携を図る必要がある。

(3) 国産鶏の普及促進

我が国の気候風土の中で、国産鶏の持つ能力を最大限発揮させるためには、生産者に対して、改良鶏の飼養管理マニュアルの策定、経営・技術指導の徹底等を行うとともに、国産鶏ひなの安定的供給体制の整備が必要である。

4 衛生対策の推進

(1) 疾病の発生防止体制の整備

飼養規模の大型化に伴い、疾病の発生を未然に防止する家畜衛生対策を推進することがより重要となっている。このため、生産農家における衛生管理の徹底、家畜保健衛生所の診断体制の充実・強化のほか、診療獣医師等からの的確な疾病発生情報の収集体制を整備するとともに、収集情報の分析、還元による効果的なワクチン接種を実施する等伝染病の発生予防体制の充実・強化が必要である。

(2) 安全性の確保対策

鶏卵・鶏肉の安全性を確保するためには、生産、流通、消費の各段階における衛生管理体制の整備のほか、動物用医薬品及び飼料添加物について、その製造・流通段階における品質管理の推進、製造業者に対する的確な指導監督、生産農家による適正使用の推進に努める必要がある。

(3) 衛生コストの低減

鶏の疾病が複雑化する中で多種類のワクチン接種が必要となっていることから、生産段階における衛生管理の徹底を図るためには、ワクチン等の衛生コストの低減が不可欠となっている。このため、動物用医薬品等に係る規制緩和を引き続き推進するとともに、多機能・省力型ワクチン等低コスト資材の開発を推進する必要がある。

5 環境対策の推進

(1) 家畜排せつ物処理施設の計画的整備の促進

養鶏の苦情発生件数は、平成10年には 517件と畜産の苦情全体（2,588件）の20%を占めている。苦情の内容は悪臭が多く、次いで害虫発生となっている。苦情発生率は家畜飼養規模の拡大や混住化の進展等に伴い増加傾向にあり、経営規模の大きいものほど苦情発生率は高い。

また、家畜排せつ物処理施設の整備状況（平成9年度）についてみると、他の畜種よりは整備が進んでいるものの、採卵鶏経営においては乾燥処理施設40%、たい肥舎21%、攪拌発酵施設15%、ブロイラー経営においてはたい肥舎23%、攪拌発酵施設15%等となっている。

家畜排せつ物は貴重な有機性資源であり、たい肥化し、土づくりに積極的に活用する等その有効利用を図る必要がある。こうした観点から、平成11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が成立したところであり、鶏ふんについてもその有効利用を図るため、都道府県が策定する施設整備目標等を内容とする計画に基づき、関係者が一体となり、補助事業、リース事業、融資等の積極的な活用を図りつつ、たい肥化施設等の計画的な整備を促進する必要がある。

(2) 鶏ふんの処理技術開発の推進等

鶏ふんについては、前述のとおり悪臭に関する苦情が多く、その適切な管理及び利用を図るためには、低コストで効率的な悪臭防止技術の開発が必要である。また、排せつ物の発生量の多い地域等における円滑な処理を図るため、窒素・リンの排せつ量の低減化、エネルギー利用等多様な処理・利用技術の開発・普及を図る必要がある。

さらに、鶏ふんの処理・利用に係る優良事例情報を収集・提供するとともに、排せつ物処理技術等について適切な指導助言を行う畜産環境アドバイザーを養成する必要がある。

(3) たい肥の流通促進

養鶏経営体は、自己の経営内で発生した鶏ふんを還元できる広さの自己農地を保有していない場合が多いため、耕種農家等との連携を図

りつつ、たい肥の有効利用を促進する必要がある。このため、たい肥センター等におけるたい肥の成分分析や散布サービスの実施等その機能の強化を図るとともに、「たい肥センター協議会」(仮称)を設立し、たい肥センターの組織化・連携強化を図ることが重要である。

6 飼料対策の推進

(1) 低コストによる安定供給

飼料費は、鶏卵生産費の54%、鶏肉生産費の64%(平成9年)を占め、最大のコスト要因となっている。また、配合飼料の主原料であるとうもろこしを始めとする飼料穀物はもちろんのこと、大豆油かす、飼料用油脂等の副原料についても多くを海外に依存している。とりわけ養鶏用飼料の約5割を占めるとうもろこしは、その9割前後を米国からの輸入に頼っている状況である。

このため、養鶏経営の安定のためには、飼料費の低減を図るとともに、養鶏用飼料を安定的に供給していくことが極めて重要である。

飼料費の低減のためには、まず、利用サイドについては、給与量の節減、購入単価の低減等が重要である。給与量の節減については、飼料要求率の改善、発育ステージや能力に合った飼料の給与、給餌ロス率の低減、未・低利用資源の活用による配合飼料使用量の節減が必要である。また、購入単価の低減については、共同購入等による購買単位の拡大、配合飼料メーカー各社の販売価格や品質情報の把握、情報交換による価格交渉力の拡大等が必要である。

また、供給サイドについては、配合飼料価格の約7割が原材料価格となっていることから、国際相場の影響を大きく受けざるを得ない状況にあるが、畜産地帯を後背地に控えた大規模港湾地帯への工場移転・集約化、企業間の製造受委託の推進、バラ流通の推進等流通の一層の合理化が必要である。

さらに、飼料原料の安定的確保のための備蓄制度、配合飼料価格の急激な変動による畜産経営に対する影響を緩和するための通常補てん制度及び異常補てん制度からなる配合飼料価格安定制度等の適切かつ効率的な運用を図っていくことが必要である。

また、単体飼料の価格の低減のため、単体飼料用とうもろこしについては、丸粒のまま畜産経営者等に供給するための関税割当制度が平成7年4月から導入され、養鶏では平成7～10年度の4年間で3.7万トン（全体の約12%）が同制度を利用している。利用農家からの聞き取りによれば、丸粒とうもろこしを利用して自家配合した場合、市販の配合飼料に比べ2割程度コスト低減が可能となっており、この新しい制度の一層の活用を普及していくことも重要である。

（2）飼料の安全性の確保

鶏卵・鶏肉の安全性を確保するため、農場における衛生対策に併せて、飼料の原料段階から製造、保管、出荷等の流通の各過程におけるサルモネラ対策を始めとした衛生水準の向上対策の推進を図るとともに、飼料の安全性確保のための検査指導体制の一層の充実が必要である。

（3）未・低利用資源の飼料活用

食品製造副産物、食品残さ等は貴重な有機質資源であり、その有効活用を通じて廃棄物の資源化・減量化や、さらには、飼料自給率の向上に寄与していくことは、今後の我が国の養鶏にとっても重要な課題である。

このため、安全性の確保、品質の安定化等に留意しつつ、未・低利用資源の飼料活用を推進することが必要である。

7 国産鶏卵・鶏肉の需要拡大

（1）国産鶏卵・鶏肉の利点の普及・啓発

鶏卵は、良質なたん白源であり、微量栄養素もバランスよく含む完全食品であるが、他方、コレステロールやサルモネラに対する消費者の理解が不足している面があり、そのことが買い控えや家庭消費減少の一因となっている。

また、鶏肉については、もも肉に比べむね肉や成鶏肉の需要が低迷しており、もも肉とむね肉との価格差は近年一段と拡大する傾向にある。

「基本計画」において、鶏卵・鶏肉の需要量が長期的には減少すると見通されるなか、我が国の養鶏がさらに発展していくためには、これら

の現状・課題を踏まえ、安全性、高品質、新鮮さ等の消費者ニーズに対応した生産・流通体制を整備するとともに、消費者や実需者に対しては国産の鶏卵・鶏肉の利点の周知を図ることにより、国産の鶏卵・鶏肉の需要拡大を目指す必要がある。

具体的には、鶏卵については、

鶏卵は必須アミノ酸がバランスよく含まれた良質たんぱく源であり栄養価が高いこと、

鶏卵は鉄、ビタミンA等を多く含み、コレステロールを気にする以上にこれらの栄養素を補給することの方が健康には必要であること、

健康人の場合、現状の1日1個程度の摂取量では血中コレステロールを上げることにはならないこと、

鶏卵を極端に摂取しない場合、血管の材料となるたん白質やコレステロールが不足し、血管が薄く硬くなって動脈硬化の一因となること

等といった優れた特性や、サルモネラについての正しい知識や食中毒予防のための正しい取扱い方法等を、様々なメディアを利用して、消費者や加工メーカー、外食業者、量販店等の実需者に対してはもちろん、医師や保健所職員、学校給食関係者等に対しても普及啓発を図ることが必要である。

鶏肉については、良質のたん白質の供給源であること等に加えて、低脂肪なホワイトミートとしての特色を前面に出すことや、特にむね肉はもも肉以上に脂肪含有量が少ないこと等消費者の健康志向に訴える手法での普及啓発を図ることが効果的であると考えられる。また、鶏肉は、鶏卵と同様に「鮮度」が重要な生鮮食品であり、0～4 保管でと殺処理後8時間以上72時間以内に調理されることが風味（フレーバー）や味の点で最良であることが知られている。このことから、消費者に対しては、新鮮な国産鶏肉を使用した最良の味等を引き出す調理方法の宣伝も重要である。

(2) ニーズに対応した新商品の開発等

今後、高齢化、中食化・外食化等が一層進展するに伴い、鶏卵・鶏肉ともに業務・加工用の需要が増大すると見込まれる。このため、国産の鶏卵・鶏肉の需要拡大を図るためには、業務・加工サイドのニーズに対応した新規需要の開発が必要である。

特に、むね肉や成鶏肉などの低需要肉に関しては、業務・加工用等に積極的に活用していくため、低需要肉を利用した新商品の開発とその普及（料理講習会、イベントへの出品等）に対する支援が必要である。

また、今後、需要の増大が見込まれる業務・加工用鶏肉に関しては、国産鶏肉のシェアを高めていくため、国内のユーザーのニーズに見合った規格への改訂を検討することも必要である。

8 流通の合理化等

我が国の養鶏の振興を図るためには、流通段階においても鶏卵・鶏肉の安全性の確保や原産国等の表示の適正化等消費者ニーズへの対応や国産の鶏卵・鶏肉の需要拡大に向けた取組みが必要であることは第2章や前項に既述したとおりであるが、流通段階においては、その他にもその合理化等に向けて、以下のような取組みが必要である。

(1) 流通の合理化

鶏卵・鶏肉を適正な価格で安定的に供給していくためには、生産段階のみならず流通段階における合理化も推進する必要がある。特に、輸入品との競争が激化している鶏肉については、食鳥処理場での鶏肉処理の効率化を図るため、産地ごとの再編・統合を進めるとともに、その基幹的施設のみならず、自動解体機、高度加工施設等の整備に対する支援が必要である。

さらに、これらの合理化を推進するにあたっては、養鶏振興のみならず、公衆衛生からの要請にも応えていく必要があることから、国（農林水産省、厚生省）及び都道府県段階（農政部局、衛生部局）において設置される食肉・食鳥処理問題調整協議会等において、適切な調整が図られる必要がある。

（２）未利用資源（卵殻、羽毛等）の活用

鶏卵・鶏肉に関しては、業務用分野における割卵処理時の卵殻、G P センターで破卵等として除かれた食用不適格卵、食鳥処理の残さ（羽毛等）が相当の数量発生している。鶏卵・鶏肉の流通の円滑化を図るためにも、また、循環型農業の確立という観点からも、これらの未利用資源の有効活用（例えば、肥料化、飼料化等）を図る必要があり、これら資源の新規需要・用途の開発とその普及に対する支援が必要である。

おわりに

我が国は成熟社会を迎えつつあり、また、今後は高齢化が急速に進むものと予測されている。こうしたなか、健康で充実した社会をいかに実現していくかが重要な課題となっているが、人々が健康な生活を送る上で、「豊かな食生活」が不可欠の要素であることに異論はないであろう。

もちろん、食事では様々な食品をバランスよく摂取することが必要であるが、鶏卵・鶏肉は、栄養面からみて極めて優れた食品であり、食生活を豊かにし、人々の健康を維持していく上で必須のものである。

我が国の養鶏には、こうした鶏卵・鶏肉を「安全性」、「高品質」、「新鮮さ」といった消費者のニーズに応えつつ、適正な価格で安定的に供給していくことが強く求められており、そのためにはどのような対応が必要かという観点に立って本報告書を取りまとめた。その内容は、換言すれば、消費者の我が国の養鶏に対する期待そのものである。

全国段階、地域段階の双方において、また、生産から流通、消費に至る各段階において、関係者・関係団体が共通認識の下に、一体となっかかる期待に応えるための取組みを主体的に展開し、行政もそうした取組みに対して所要の支援を行うことにより、我が国の養鶏は21世紀においてさらなる発展を持続することが可能になると考える。

参考 1

養鶏問題懇談会 委員名簿

(50音順、敬称略)

井島 栄治 ((社) 日本食鳥協会会長)

大越 勤 (丸紅 (株) 畜産部長)

大戸 加統 ((株) 全国液卵公社取締役)

清澤 盛雄 ((社) 日本卵業協会会長)

小林トミ子 (女子栄養短期大学名誉教授)

駒井 亨 (京都産業大学経営学部教授)

斉藤 金三 ((社) 日本養鶏協会副会長)

樽井 史朗 (キューピー (株) 副会長)

座長 鶴見 昇三 ((財) 日本食肉流通センター参与)

富田 映子 (消費科学連合会企画委員)

早川 治 (日本大学生物資源科学部助教授)

向井長太郎 (全国農業協同組合連合会人事部次長)

(前 全国農業協同組合連合会鶏卵中央センター場

長)

森 英雄 ((株) 森孵卵場社長)

参考 2

検 討 経 緯

第 1 回 養鶏をめぐる情勢について事務局から説明した後、今後の懇談会の進め方、検討に当たって留意すべき事項等について、自由討議。(平成11年 9 月 6 日)

第 1 回現地調査 茨城県下及び群馬県下における鶏卵加工施設及び食鳥処理施設を現地調査するとともに現地懇談会を実施。
(9 月30日)

第 2 回 養鶏の課題とその検討事項について事務局から説明した後、自由討議。(10月18日)

第 2 回現地調査 茨城県下における採卵鶏農場、G P センター施設及びブロイラー農場を現地調査するとともに現地懇談会を実施。(11月 1 日)

第 3 回 小売段階における現状と課題について参考人(ファーストフーズ及び生協関係者)から意見を聴取した後、消費者ニーズへの対応と養鶏の生産・流通に関する事項について自由討議。
(11月18日)

第 4 回 第 1 ～ 3 回まで懇談会における意見、現地調査等を踏まえて作成した報告書(素案)について事務局から説明した後、その内容について自由討議。(12月17日)

第 5 回 報告書(案)について検討、とりまとめ。畜産局長に報告。
(平成12年 3 月27日)

食料・農業・農村基本計画の概要

1 平成 22 年度における望ましい食料消費の姿

(単位：万トン、kg)

区 分	9 年度	(参考) 10 年度	22 年度
肉類	5 4 7 (2 7 . 8)	5 5 2 (2 8 . 0)	5 3 4 (2 7)
うち牛肉	1 4 7 (7 . 2)	1 5 0 (7 . 3)	1 6 6 (8 . 0)
うち豚肉	2 0 8 (1 0 . 2)	2 1 3 (1 0 . 4)	1 8 6 (9 . 0)
うち鶏肉	1 8 2 (1 0 . 1)	1 8 0 (9 . 9)	1 7 2 (9 . 4)
鶏卵	2 6 8 (1 7 . 6)	2 6 4 (1 7 . 3)	2 5 2 (1 6)

注：上段は 1 年当たりの国内消費仕向量（万トン）

下段は国民 1 人 1 年当たりの供給総食料（kg）

2 平成 22 年度における生産努力目標

(単位：万トン)

区 分	9 年度	(参考) 10 年度	22 年度
肉類	3 0 6	3 0 4	3 2 4
うち牛肉	5 3	5 3	6 3
うち豚肉	1 2 9	1 2 9	1 3 5
うち鶏肉	1 2 3	1 2 1	1 2 5
鶏卵	2 5 7	2 5 3	2 4 7

3 鶏飼養羽数

(単位：百万羽)

区 分	9 年度	22 年度
ブロイラー	1 1 2	1 1 4
採卵鶏及び種鶏	1 9 1	1 7 3

4 食料自給率目標

(単位：%)

区 分	9 年度	(参考) 10 年度	22 年度
肉類	5 6	5 5	6 1
うち牛肉	3 6	3 5	3 8
うち豚肉	6 2	6 1	7 3
うち鶏肉	6 8	6 7	7 3
鶏卵	9 6	9 6	9 8